

通告3番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、住みたい街、住み続けたい街についてと熱中症対策の推進についてです。

最初に、住みたい街、住み続けたい街についてです。

数年前よりある不動産会社が独自に実施する街の住みこち&住みたい街ランキングに、本市は常に上位にランキングされ、実際に住んでいる住民にとっても誇らしく、2023年の結果も近々反映するのが待ち遠しい限りです。

本市の魅力の1つに、広域幹線道路の整備に伴う大型店舗等の進出により、商業、サービス業の充実による便利さ、暮らしやすさが上げられます。そして、何よりも「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、市民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりに取り組んでいただいている結果かと思えます。

今議会で可決されました新たな事業として、結婚祝い金交付事業も若者世帯の移住・定住の促進に向け、魅力ある取組であると思えます。こういった支援の後押しもあって、住んでみたい街となり、実際に住んでみて、利便性や暮らしやすさが実感できるのではないかと思います。

ここで1つ目の質問です。本市として、住みたい街、住み続けたい街とは、どのようなまちを考えるのか、ご見解をお聞かせください。

2つ目に、昨年度、本市に転入された世帯数と転出された世帯数は何件あったのか。複数世帯と単身世帯で教えてください。

3つ目として、結婚に伴う経済的負担を軽減し、新婚生活を応援するため行っている結婚新生活支援事業についてですが、県内一部の自治体にて実施されているのですが、各自治体によって所得制限がなかったり、年齢制限が違ったり、補助額が大幅に違う自治体等、内容が様々なのはどういうことなのか。また、本市として、この事業はいつからの事業で、今までの実績はどれぐらいあるのか。そして、ほかの自治体にある住宅購入以外の家賃や引っ越し費用の補助は受けられないのか、お聞かせください。

4つ目として、岩出市の全人口につきまして、国勢調査によりますと、平成17年、市制発足の頃まで一気に増加し、微増ではありますが、増加し続け、現在は横ばい状態であります。第3次岩出市長期総合計画の将来目標人口を令和12年度時点で5

万3,813人と、現状とほぼ同様の人口規模を維持目標としております。

しかしながら、平成27年度の高齢者比率は21.2%から令和12年度は27.6%と予測されております。ほかの自治体は、本市以上に危機感を感じ、様々な移住・定住者への支援の取組を行っております。例えば、紀の川市では、若者定住促進住宅取得奨励金、45歳未満の方に最大50万円、橋本市では、夫婦新築住宅取得補助金として、転入から3年以内に住宅取得で補助金を支援などがあります。本市としましても、他自治体から移り住んでもらえる魅力ある支援が、さらに必要かと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 大上議員ご質問の1番目の1点目についてお答えいたします。

住みたい街、住み続けたい街とはどのようなまちなのか、についてであります。市にふさわしい都市基盤の整備を推進することで、本市の魅力である、便利さ、暮らしやすさの向上を図り、住んでよかったと思えるまちづくりに取り組むことで、岩出市で生まれ育った方が一旦離れても、いずれは帰りたくなるようなまちを目指しているところです。

現在、本市では、全ての行政政策のレベルをバランスよく向上させることで、人口減少抑制につなげるとともに、誰もが暮らしやすい、住み続けたい、訪れたいと思えるまちづくりのため、今後も第3次岩出市長期総合計画や地方創生総合戦略の取組に対する効果研修を行いながら、対話と協調を基本理念に、市の将来像「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、まちづくりを進めてまいります。

次に、2点目の昨年度の転入・転出世帯数についてであります。転入の複数世帯が796件、単身世帯が635件の計1,431件、また、転出の複数世帯が830件、単身世帯が541件の計1,371件となっています。

次に、4点目の魅力ある支援の考えについてであります。本市では、結婚願望がありながら出会う機会がなかった男女に出会いの場を提供できるよう、平成28年度から男女の出会いサポート事業を実施し、出会いの機会を設けて、その後、結婚につながるよう取り組んでおります。この議会で議決をいただきました市独自の結婚祝い金交付事業を新設し、お祝いの気持ちを表すとともに、結婚支援や定住につながるよう取り組んでいるところであります。

また、本市では、県と連携し、東京圏への過度な一極集中の是正と県内中小企業などの人手不足解消を目的として、東京23区に在住、または東京圏在住で、23区に

通勤する方が本市に移住し、対象求人に就業するなどの一定の要件を満たす場合に、就業起業者に対し、移住支援金制度を創設しております。

そして、令和5年度から、県、市、事業者等と連携しながら、空き家等を利活用した移住・定住につながる取組を行っております。

市といたしましては、今後も社会基盤ライフラインである上水道、下水道、道路、都市ガスの整備を進め、市民の生活利便性の向上を図るとともに、子育て世帯や高齢者に寄り添った相談支援体制の構築など、福祉の充実により、本市を選び、住み続けていただけるよう施策を進めてまいります。

また、移住・定住を促進する上で、情報発信は重要であると考えておりますので、より多くの方々に興味や関心を持っていただけるよう、雑誌等で地域の魅力やイベント情報を幅広く紹介するなど、情報発信に取り組んでまいります。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の1番目の3点目、結婚新生活支援事業についてお答えします。

まず、各市町村の内容が様々なのはどういうことなのか、についてですが、国は地域の実情や課題に応じた少子化対策を支援するため、平成27年度から交付金や補助金を創設し、結婚新生活立ち上げ時の経済的負担の軽減や、出会いの機会、場の提供など、地方自治体による結婚支援の取組に対する支援を行ってきました。

各市町村は、国の交付金や補助金を活用するに当たり、市民ニーズ、地域の特性、財政的な事情、政策の優先順位等を考慮し、それぞれに合致する施策を実施しているため、内容が様々になると考えます。

次に、いつからの事業で、本市の実績は、についてですが、本市の事業開始は令和3年度で、実績につきましては、補助世帯が令和3年度3世帯、令和4年度が2世帯でありました。

次に、住宅購入以外の家賃や引っ越し費用の助成の実施については、事業実績や事業効果を見極めるとともに、他市町村の事業実績等も参考にしながら、今後、研究してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 結婚新生活事業について、3点再質問させていただきます。

1点目に、補助を受けた3年度、4年度の5世帯の方ですけども、この制度をどこで知り得たのでしょうか。また、そもそもその制度があったから岩出市に住居を

購入したのか。そういったことが、市としてしっかりと検証していく必要があると思うんですが、アンケートの実施等、取っているのでしょうか。また、この制度を市ウェブや広報雑誌はもちろん、住宅会社等へも告知等はしているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

2点目に、婚姻から住宅購入までの期間が、最長で13か月となっているということです。結婚と同時期に住居の購入となると、非常にタイトなスケジュールになると思うんです。過去に支援を受けていらっしゃる5組の方のように、まれなケースもあると思うんですが、通常賃貸に入居し、新生活を始めてから、様々なライフスタイルの変化等があって、住居購入の計画をしていくというのが一般的ではないでしょうか。この制度の婚姻から住居購入までの期間の延長について、県、国のほうに要望を出す必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

3点目に、再度ですけれども、国の補助が受けられるのであれば、結婚祝い金交付事業のように、定住条件を設定して、引っ越し、賃貸費用等の補助を出すべきかと思います。その後、その家庭が岩出に住んでよかったと実感すれば、開発の進む岩出市に住居を購入することを検討し、長期の定住も期待できるのではないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問についてお答えします。

ご質問については、まず1点目で、実際に本市で補助金の交付を受けた5組の方について、この制度をどこで知ったのか、アンケート等は取っているのか、この制度があったために本市で住宅を購入したのか、それから、制度の周知についてだったと思います。2点目としましては、婚姻から住居購入までの期間が最長13か月は短過ぎないかと。そうであれば、国、県に対して制度の見直しについて要望はしないのか。また、3点目について、国の補助なので定住期間の条件を設定して、引っ越しや賃貸料等も補助すべきではないかということ再度お聞きいただいたものだと思います。順にお答えします。

まず、市として、制度を検証していく上で、申請時にアンケート調査を実施しております。補助金の交付を受けた5組の方からは、市ウェブサイト、または住宅販売事業所からの案内等で知ったとお答えしていただいております。本事業がとても役に立ったと、全ての方から回答をいただいております。事業の周知方法につきましては、市ウェブサイト、県のホームページ、住宅販売事業者等を通じての周知に

加え、転入・婚姻届提出時にも案内しており、引き続きさらなる周知啓発に努めてまいります。

次に、婚姻から住宅取得までの期間が13か月となっていることについて、国、県の制度の見直しの要望の考えは、ということですが、今後、事業実績や効果、他市町村の状況等を検証し、婚姻から住宅取得までの期間の制度が課題があると判断した場合は、国、県への見直しの要望について検討してまいります。

次に、定住期間の条件の設定を付した上で、引っ越し費用や賃借料の補助も出すべきでは、ということですが、本年度から住宅購入に対する支援のほか、和歌山県と事業連携し、結婚、子育てに関する意識調査及び男性の育休の取得と家事・育児参画促進事業を実施することで、本事業に対する国庫負担金の補助率を昨年度までの2分の1から3分の2に引上げ、市の財政負担の軽減に努めております。

引っ越し費用や賃借料の費用補助の拡大については、繰り返しになりますが、事業実績や事業効果を見極め、また他市町村の事業実績等も参考にしながら、今後、研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2番目のご質問です。

熱中症対策の推進についてです。気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、昨年度までの5年間の平均で1,295人が亡くなっております。自然災害による死亡者数をはるかに上回っていると言える現状です。そして、その8割以上を体温調節機能が衰えがちな高齢者が占めていると言われております。また、屋内での死者の9割がエアコンを使用していなかったり、所有していなかったということです。そして、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。そうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発症の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と考えます。

そこで1点目、熱中症から地域住民の命を守るための取組の推進として、熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。熱中症は人の命に関わることであることから、熱中症対応マニュアル等の作成や暑さ指

数（WBGT）の認知度向上や、行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目として、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組として、熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われております。熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要です。高齢者の皆さんが暑さや喉の渇きに対して、敏感でなくなっているケースもあります。消防庁の調査によると、熱中症による救急搬送者の約5割は高齢者となっています。高齢者の熱中症を予防していくためにも、介護や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があります。

そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取組を進めているのか、お聞かせください。

3点目として、子供の熱中症防止の取組として、学校における子供の熱中症を防ぐための取組も大変重要であります。公立小中学校施設において、地方公共団体から計画を踏まえ、普通教室における空調設備は100%完備されていると思いますが、子供たちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えます。

市の小中学校では、どのような取組をされているのか、また熱中症警戒情報が発令された場合、どのような対応をしていくのか、お聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の質問の2番目、熱中症対策の推進についての1点目と2点目を一括してお答えします。

熱中症については、那賀消防組合によると、令和4年4月から10月の間に、熱中症の疑いも含め、救急搬送された岩出市民は29人でした。熱中症は重症化すると、生命に危機や危険が及ぶことから、市といたしましても、市民の皆様にも熱中症予防のための正しい知識を普及することが大切であると考え、様々な政策を講じております。市民への周知啓発は、市広報紙、ウェブサイト、フェイスブックで情報発信を行うとともに、ポスターやチラシを掲示しており、夏場を開催するイベント等でも参加者に注意喚起を行っております。

市ウェブサイトにおいて、環境省の熱中症情報サイトから暑さ指数（WBGT）や熱中症警戒アラートを確認できるようになっており、運動前や外出前に確認し、必要なときは運動の中止や外出を控えるなど、熱中症予防のための具体的な行動を

取っていただけるよう情報提供を行っております。

また、これらに加え、特に高齢者への熱中症予防の取組については、地域包括支援センターにおいて、毎年6月、ケアマネジャーや民生委員・児童委員に熱中症対策のチラシを配付するとともに、高齢者への注意喚起を依頼しております。それぞれの方の生活状態に応じて声かけを行うことが効果的であるため、高齢者を支援する関係者と連携しながら、熱中症予防の支援を引き続き行ってまいります。

なお、熱中症対策マニュアル等の作成につきましては、市独自のマニュアルを作成することは考えておりませんが、環境省の熱中症環境保健マニュアルを参考にしながら、これからも熱中症対策を行ってまいります。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 大上議員ご質問の3点目、子供の通学時の熱中症対策への取組や熱中症警戒情報発令がされた場合の対応についてお答えいたします。

まず、子供の通学時の熱中症対策への取組については、児童生徒に帽子の着用や適切な水分補給を指導しております。また、児童生徒は、お茶だけではなく、スポーツドリンクを持ってくることも可としております。

次に、熱中症警戒情報発令がされた場合ですが、児童生徒に対し、屋外での活動を控え、小まめな水分補給を行うことと併せ、体調不良を感じたら、いち早く教員に報告するよう指導しております。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 高齢者世帯等のエアコンの整備や点検を促す取組についてですが、熱中症による緊急搬送車における発生場所の7割が屋内となっています。いざ高温になったとき、エアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとか、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。脱炭素化の観点も組み入れたエアコンのクリーニングなどの普及促進等も重要と考えます。各ご家庭で使用するエアコンの整備や点検の推進に向け、積極的な勧奨も必要かと思いますが、見解をお聞かせください。

また、災害級の極端な高温時に備え、高齢者や障害者を避難誘導する場所や方法についての考えをお聞かせください。

また、外出時の暑さや日差しから身を守るため、ひと涼みしようという声かけの一環として、公共施設や協力店舗を一般の休憩施設、クーリングシェルターとして利用していただくことで、熱中症を予防しようとする自治体が増えてきております。

本市としても、熱中症の予防のためには、クーリングシェルターの整備について検討する必要があると思いますが、ご見解をお聞かせください。

学校におきましては、熱中症対策の一環として、昨年、市内小中学校や一部の公共施設に設置されました冷水機ですが、熱中症予防に最適な水温5度から15度と言われる中、10度の水温に設定していただいております。各学校や公共施設での活用状況など、お聞かせいただけますでしょうか。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えします。

まず、高齢者世帯等のエアコンの整備や点検を促す取組についてですが、近年、熱中症対策の1つとして、夏本番前にエアコンの作動確認することの重要性が報道されております。このことから市ウェブサイトにも、暑くなる前のエアコンの試運転について記載し、注意喚起を行っております。

高齢者の方への直接的な支援といたしましては、ケアマネジャー等が高齢者宅を訪問した際に、エアコンが作動するか等の確認をしていただけるよう、6月12日開催のケアマネジャー研修会においてにおいて依頼したところでございます。

次に、災害級の高温時の高齢者や障害者の避難誘導する場所や方法についての考えは、また、クーリングシェルターの開設について市の考えは、ということですが、年々気温が上昇している中、極端な高温発生時の対応として、日頃から見守り、声かけ体制づくりが重要と考え、市では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ケアマネジャーなど、高齢者や障害者を支援する関係者と連携し、見守り、声かけ体制づくりに努めているところです。今後も、高齢者や障害者の避難場所や方法についても、さらに検討を重ねてまいります。

また、クーリングシェルターにつきましては、気候変動適応法の一部改正により、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターが規定され、令和6年春に施行予定と聞いておりますので、国、県等の情報収集に努め、今後研究してまいります。

なお、市役所や各公民館ロビー、岩出図書館、駅前ライブラリー、それから民俗資料館などの市の施設においては、開館時間中はエアコンがきいておりますので、市ウェブサイトにて、猛暑日での活用を促してまいりたいと考えております。

以上です。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

各学校、その他施設での冷水機の活用状況についてですが、コロナの5類移行後、各小中学校では、体育の授業以外にも日常的に屋外で運動する機会が多くなっており、直近では、特に運動会に向けた練習の際にも、冷水機で十分給水し、安心して水分補給ができております。また、帰宅前にも給水を行うなど、導入した冷水機は絶賛稼働中であります。熱中症対策に大いに寄与しております。

なお、同型の給水器は、市民総合体育館、市立体育館、市民プールにおいても設置され、スポーツ少年団員等、施設利用者から喜ばれております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。